

令和 8 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

① 法人本部事務局	1 P
② 障害児入所施設わかふじ寮	7 P
③ 児童発達支援事業所あっぷる	17 P
④ 相談支援事業所わかふじ	27 P
⑤ 障害者支援施設レジデンスわかふじ	35 P
⑥ 障害者支援施設わかふじ寮	45 P
⑦ 多機能型事業所四万十工房	57 P
⑧ 共同生活援助事業所ぼっちり村	71 P

令和 8 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：法人本部事務局

令和8年度 法人本部 事業計画書

令和6年4月から、当法人の全ての事業について、将来展望を踏まえ抜本的な見直しを図った結果、収支に関しては、大きく回復し、令和7年度も黒字を確保することができました。

令和8年度の当法人をとり巻く状況は、引き続きの物価高による経費の増加、企業等における賃上げが進む中で、俸給表改定に伴う人件費の増大、良質なサービスを提供するための人材確保の困難性が増す状況などにより、経営環境が益々厳しくなると見込まれます。

こうした課題に対し、現状の把握と分析をしっかりと行い、経営改善や人事管理の取組を実施することで、困難な状況に適切に対応してまいります。

1. 重点目標

(1) 経営改善の取組

- ① 各就業規則の見直しの検討
- ② 法人全体の収益見通しの精査

(2) 人事管理の取組

- ① ハローワーク、人材バンク、学校訪問、情報収集・情報発信等による職員採用活動
- ② 職員の適材適所配置、必要に応じた人事異動の実施
- ③ 各種研修への参加・法人内研修の充実による確実なスキルアップ

(3) 法人の情報発信

- ① ホームページによる最新情報更新

2. 委託事業関係

業務内容	委託先		
顧問弁護士	行田法律事務所	弁護士	行田 博文
顧問税理士	濱本健太郎税理士事務所	税理士	濱本 健太郎
顧問労務士	さくら社会保険労務士法人	社会保険労務士	上田 宜洋
嘱託医	松岡歯科医院	医師	松岡 郷一
	医療法人一条会 渡川病院	医師	吉本 啓一郎
	医療法人和光会 木俣病院	医師	木俣 光一
給食業務	(株)高南メディカル		

3. 年間スケジュール（予定）

開催月	内 容	提 要
4 月	定期人事異動	
5 月	令和 7 年度 決算監査	
6 月	令和 8 年度 第 1 回理事会	令和 7 年度 事業報告・決算
	令和 8 年度 定時評議員会	令和 7 年度 事業報告・決算
7 月	高知県内の学校訪問	正職員採用試験の案内
9 月	令和 8 年度 第 2 回理事会	第 1 次補正予算
	令和 8 年度 第 1 回臨時評議員会	第 1 次補正予算
10 月	定期人事異動	
11 月	令和 9 年度採用 正職員採用試験	内部・外部の方を対象とした試験
3 月	ストレスチェックの実施	
	令和 8 年度 第 3 回理事会	第 2 次補正予算 令和 9 年度 事業計画・予算
	令和 8 年度 第 2 回臨時評議員会	第 2 次補正予算 令和 9 年度 事業計画・予算

4. 研修会・活動等

内 容	提 要
ワーキング会議	必要に応じて開催
職員スキルアップ研修	拠点ごとに開催
職員との面談	拠点ごとに開催
保護者等との意見交換会	拠点ごとに開催
人材確保活動	年間
土岐神社管理	年間

5. 令和8年度 法人が運営する事業所及び事業内容

古津賀 拠点	事業所名	障害児入所施設 わかふじ寮	
	事業種別 及び定員	・福祉型障害児入所施設 ・短期入所事業	定員： 10 名 定員： 2 名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
	事業所名	児童発達支援事業所 あっぷる	
	事業種別 及び定員	・指定放課後等デイサービス ・児童発達支援事業	定員： 10 名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
	事業所名	相談支援事業所 わかふじ	
	事業種別 及び定員	・基本相談支援 ・計画相談支援	・地域相談支援 ・障害児相談支援
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4094 / 0880-35-4091	
古津賀 第二 拠点	事業所名	障害者支援施設 レジデンスわかふじ	
	事業種別 及び定員	・障害者支援施設（生活介護） （施設入所支援） ・短期入所事業	定員： 10 名 定員： 10 名 定員： 2 名
	住所	四万十市古津賀 1801-1	
	TEL / FAX	0880-35-4092 / 0880-35-4091	
蕨岡 拠点	事業所名	障害者支援施設 わかふじ寮	
	事業種別 及び定員	・障害者支援施設（生活介護） （施設入所支援） ・短期入所事業 ・日中一時支援事業	定員： 50 名 定員： 50 名 定員： 3 名＋空床型 定員： 3 名
	住所	四万十市蕨岡甲 6451-2	
	TEL / FAX	0880-32-1177 / 0880-32-1888	
	事業所名	四万十工房	
岩田 拠点	事業種別 及び定員	・就労継続支援B型事業 ・生活介護事業	定員： 10 名 定員： 20 名
	住所	四万十市岩田 230-10	
	TEL / FAX	0880-31-0446 / 0880-31-0447	
	事業所名	ぼっちり村	
	事業種別 及び定員	・共同生活援助事業	定員： 30 名
	住所	四万十市岩田 143-4	
	TEL / FAX	0880-34-9380 / 0880-34-5880	
	事業所名	四万十工房	

令和 8 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害児入所施設 わかふじ寮

事業種別：福祉型障害児入所施設
短期入所事業

令和8年度 障害児入所施設わかふじ寮 事業計画書

1. 令和8年度の事業実施概要

わかふじ寮では、子どもの権利条約の「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4原則を踏まえ、障害のある子どもの権利の主体は、子どもであることを十分に理解し、子どもに寄り添い、子どもの意思をくみ取り、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益の実現を目的とした支援を行います。

また、保護者と定期的な面談を行い、子どもの状態像に差が生じないよう配慮すると共に、各関係機関(行政、教育、医療、地域)とも協力し、入所の子ども達を支えられるよう取り組みます。

そして、障害に対する正確な理解と障害特性に応じたサービスの提供、愛着形成の課題や強度行動障害などケアニーズの高い入所児童へのきめ細かい支援、早い段階から退所後を見据えた支援に対応できるよう専門性を高めることに一層努めます。

2. 令和8年度の重点課題

(1) 定員満床への取組

令和7年4月から2名を受け入れ、現員9名となっていました。令和7年11月に1名が措置解除、令和8年4月から1名を受け入れ、現員9名の見込みとなっています。空床1名については、児童相談所、相談支援事業所に入所希望がないか、施設側から積極的に確認するなど、満床に向けて取り組みます。その際には、受け入れのプロセスを明確に見える化し、「受け入れる」「受け入れられない」の根拠を利用児・保護者・外部関係者へしっかりと説明できるようにします。

(2) 療育の質の強化

令和7年度から高知県発達障害支援センターに、施設の環境及び職員の状態確認、児童のモニタリング、アセスメント、構造化などへの支援のほか、職員の強度行動障害児への支援力の向上のためのティーチャーズ・トレーニングを含めた総合的なコンサルティング支援をしていただいています。令和8年度も継続するとともに、外部研修へも積極的に参加し、スキルアップを図ります。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

- ・ iPad とワイヤレス体温計を導入し、業務の I C T 化を推進 (700 千円)

(2) 工事関係

- ・ 2階ベランダへ安全策のためのフェンス設置工事 (1,342 千円)

4. 療育内容

(1) 支援内容

職員が日常的に提供する養育・支援は、発達支援・自立支援に非常に大きく影響する。支援にあたっては、「障害児入所施設運営指針」の ADL 全般の支援における基本的事項に留意して実施します。

【平日】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
起床	朝食	身支度	学校生活 8:30 登校送り 14:30~15:50 下校お迎え							おやつ	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇	就寝

【学校休業日】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
起床	朝食	身支度	訓練など	宿題	園内活動	昼食	余暇	入浴	おやつ	散歩など	買い物	園外活動	夕食	身支度	余暇	就寝

学校登校日は、登校することを第一義とします。その為、起床後からの状態を把握し、登校までに身支度すること、下校後は翌日に備え、余暇時間を有効に使い、身体を休めることを指導します。

学校休業日は、ドライブや散歩のほか、買い物、散髪、外食等を体験します。また、ご家族との面会や外出も行えるよう、保護者、児童相談所と連絡調整します。

【年間行事】

時期	内容
4 月	
5 月	・ こどもの日おかしパーティー
6 月	・ 幡多青少年の家で BBQ
7 月	・ 夏祭り（古津賀拠点合同）・お庭で花火
8 月	・ 調理実習 ・映画館ごっこ
9 月	・ 外食 in ネスト
10 月	・ 土岐神社祭り（古津賀拠点合同）・ハロウィン ・ ピアふれあい 2 1
11 月	・ 一條祭・お買い物ごっこ
12 月	・ クリスマス会・きみがスターだ☆ ・ わかふじ和の会カラオケ大会（3 事業所合同）
1 月	・ 餅つき（古津賀拠点合同）
2 月	・ 節分豆まき
3 月	・ 花見 in 幡多青少年の家・卒業生を祝う会（古津賀拠点合同）

※新規計画として、【出張握り寿司】【汽車でお出かけ】を予定しています。

年間行事は、四季折々の行事、社会参加などを目的とした内容にしています。

古津賀地区で開催される地区行事や活動に参加し、地域住民と交流する機会を作ります。

(2) 栄養部門

- ・給食事業委託業者と連携し、子どもの健康や嗜好に配慮した食事の提供を行います。
- ・栄養士は嗜好調査や給食会議等を実施し、より良い食事の提供に努めます。
- ・季節を感じられ、子どもが目で見えて楽しめる行事食の提供を行います。餅つきやお菓子作りなどの調理体験も行います。

(3) 看護部門

- ・子どもの健康を維持するための取り組みを行います。また、子どもが疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をし、健康を回復するための看護を行います。子どもの健康に関して、多職種と連携します。
- ・高知県立中村特別支援学校の養護教員と子どもの健康に関する情報を共有します。
- ・職員の健診について計画及び実施し、職員からの健康に関する相談に応じます。メンタルヘルス対策においても中心的役割を担います。
- ・感染症予防対策において、中心的な役割を担います。新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や感染予防対策を講じます。

【健康管理】

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年2回）体重（毎月）
	血圧測定	必要時に実施します。
	尿検査	1回目 5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します。 2回目 10月頃
	聴力検査	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します。
	視力検査	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します。
	血液検査	年1回 ※医師の判断で省略あり
	内科検診及び 精神科検診	5月 ※学校 要受診となった場合は対応します。 2回目 12月頃
	歯科検診	5月頃 ※学校 要受診となった場合は対応します。
感染予防対策		新型コロナウイルス感染症予防対策（通年） インフルエンザ予防対策（11月～3月）
定期受診		原則、看護師が行います。服薬の管理もします。

【感染症の予防対策】

新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスワクチン接種 基本的感染防止策の推進 感染発生時の初動対応、感染拡大防止対応の想定
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：12月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施します。

【職員健診】

年齢	深夜業務の有無	1 回目	2 回目
18 歳～34 歳	なし	定期健康診断	
	あり	定期健康診断	定期健康診断
35 歳～75 歳	なし	生活習慣病予防検診	
	あり	生活習慣病予防検診	定期健康診断

その他、付加健診、婦人科健診が対象年齢時に準備されます。

【救命救急講習】

四万十消防署に講義と実技を依頼し、5月と6月に全職員を対象に講習をします。

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努めます。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努めます。
- ③ 会計担当者は経理規程を遵守し、正確な会計処理を行います。

5. 苦情解決体制

苦情受付担当者	児童発達支援管理責任者
苦情解決責任者	施設長
第 三 者 委 員	山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

6. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所からの出火を想定
6 月	地震・火災総合訓練	厨房からの出火を想定 消火器による消火訓練
6～7 月	地震防災教育	南海トラフ地震対策課動画視聴
7 月	避難訓練（風水害・火災）	大地震後津波発生し、厨房から出火
	福祉協会通報訓練	大地震発生後 3 日を想定
8 月	避難訓練（火災）	喫煙所からの出火を想定
9 月 1 日	シェイクアウト訓練	四万十市訓練に参加
	落下物等確認	事業所内落下物の確認
	安否確認訓練	グループラインで安否共有
9 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯場からの出火を想定
10 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房のから出火
11 月	福祉避難所開設訓練	大地震発生後 3 日を想定した開設訓練
	避難訓練（火災）	洗濯場からの出火を想定
12 月	地震・火災総合訓練	厨房からの出火を想定 消火器による消火訓練
1 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2 月	避難訓練（風水害・火災）	大雨による河川氾濫後、洗濯場からの出火を想定
	福祉協会通報訓練	大地震発生後 3 日を想定
	安否確認訓練	グループラインで安否共有
3 月	避難訓練（地震・火災・夜間）	大地震発生後、厨房から出火

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

7. 利用者状況(令和 8 年 4 月 1 日見込み)

(1) 定員と現員

定員	現員	利用の形態
10 名	9 名	契約 3 名
		措置 6 名

(2) 通学の状況

学校名	組	学部	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
四万十市立東山小学校					1	1			2
中村特別支援学校		小学部	2					1	3
		中学部		2	1				3
		高等部		1					1

(3) 障害の状況

種類	A1	A2	B1	B2	なし
療育手帳	2	4	1	2	0

種類	1 級	2 級	3 級	4 級	なし
身障手帳					9

8. 職員の状況（令和8年4月1日見込み）

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1 名					1 名	1 名
児童発達支援管理責任者	1 名					1 名	1 名 ※1
保育士	1 名			1 名	1 名	3 名	3.5 名 ※2
児童指導員	1 名	2 名				3 名	
その他(指導員)	2 名	1 名				3 名	
看護職員（兼任）	1 名					1 名	0 名
栄養士(兼任)	1 名					1 名	0 名 ※3
臨床心理士					1 名	1 名	0 名
事務員等（兼任）	1 名				3 名	4 名	0 名
合 計	9 名	3 名		1 名	5 名	18 名	

※1 本体施設のため常勤専従

※2 障害児の数4で除した数。定員30人以下の場合、当該数字に1を加えた数。

※3 定員40名以下の場合には置かないことができる

※4 看護職員および栄養士、事務職員等（ハウスキーパー含む）は兼務

9. 研修計画

一条協会古津賀拠点職員研修体系表(令和7年3月17日付け策定)に基づき、研修を実施します。

10. 会議・委員会活動

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	各部門からの報告と協議。
ケース会	毎月	原則全員	利用者についての情報共有
個別支援検討会議	9・3月	児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、指導員、利用者・ご家族等	今期個別支援計画の評価を基に次期個別支援計画を作成する。

【委員会活動】

	活動内容
虐待防止委員会	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関すること ・セルフチェック（12月）に関すること
身体拘束適正化委員会	・身体拘束および行動制限に関すること
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関すること ・BCPに関すること ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・防災教育 ・福祉避難所に関すること
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関すること ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施
研修企画委員会	職員が専門的な知識や技術を習得し、利用者支援の質を向上させることを目指して活動します。 ・一条協会古津賀拠点職員研修体系表の実施に関すること ・職員の研修受講履歴の記録 ・その他研修の企画

11. 関係機関及び地域との連携

（１）ご家族との連携

施設での暮らしの様子や成長の記録を個別支援面談でお伝えします。定期的な面会、外出、帰省等にも配慮し、交流が途切れないよう支援します。

（２）関係機関との連携

一人ひとりの子どもの成長を多角的に捉えられるよう、関係機関と情報交換を行います。

（３）地域との連携

古津賀地区の地域住民や日頃から入所児童に関わってくれている関係機関の方を土岐神社祭りに招待して交流を深めます。また、地域の清掃活動に参加するなど、地域の方と入所利用児、施設職員が交流を深める機会があれば積極的に参加します。

令和 8 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：児童発達支援事業所 あっぷる

事業種別：放課後等デイサービス

児童発達支援

令和8年度 児童発達支援事業所あつぷる 事業計画書

1. 令和8年度の事業実施概要

児童発達支援事業所あつぷるは多機能型事業所として「児童発達支援事業」と「放課後等デイサービス事業」の2つの事業を行っています。

あつぷるは、利用者の大幅な増加、平日の平均利用率が125%の状況、配置基準上利用児1名であっても2人以上直接処遇職員の配置が必要等から、特に平日の支援で細やかな支援等が行き届かないことへの心配がでています。このため、令和8年度から「祝日は閉所」とし、平日に勤務できる職員を手厚くすることにより、きめ細やかな支援等の確保に努めます。

また、利用者本人への支援は一事業所だけではなく、保護者や保育所・学校等の関係者もチームとして足並みや方向性を揃えていくことが望まれます。専門機関として保護者・関係機関に対しての助言にも力を入れていきます。

さらに、利用者が将来どうなりたいのか、今何を求めているのか、そして保護者の願いは何なのかしっかりとコミュニケーションを取り、利用者を主役とし、利用者の人権を守り抜き支援できる事業所を目指します。

2. 令和8年度の重点課題

(1) 安定的な利用の調整

当事業所を利用したいという問合せが増えています。一日の利用希望者数が利用上限を超える日もあり、安定的な利用調整が求められています。現利用者の利用状況と照らし合わせながら、新規利用希望者も前向きに受け入れすることとし、月間予約件数130%を目途に利用調整をしていきます。(月間予約件数が安定的に130%を超える状況になれば、新規利用の受け入れを一旦停止します。)

(2) 安定的な収入の確保

利用率は高い水準で推移していますが、サービス活動増減差額では大きな赤字が見込まれています。人件費が大きく影響していますが、児童発達支援事業所は利用者数に応じ人員配置が定められていることや、学校下校時に多くの学校に送迎に行かなければならないこともあり、職員を減らすことは難しい状況にあります。保護者や学校・保育所等に対して専門的な関わりを増やしていくこと、また利用者とその家族に対して、個別・集中的な専門支援を計画的に実施し、それぞれ加算の算定に繋げ、収益の向上に取り組めます。

(3) 職員専門性の向上

利用者の課題をどのように達成していくのか、強みをより伸ばすためには何をしていくのか、保護者や関係機関にはどのような関わりを求めるのか等を助言できるよう、研修や他機関、他事業所の見学等により、職員一人一人の専門性を高めていきます。

3. 購入・工事関係

特にありません。

4. 療育内容（支援内容）

集団療育（体操・ダンス・手遊び歌・季節ごとのイベント等）、個別療育（宿題・ワークシステム・創作活動等）を取り入れ、利用者が楽しめる内容を取り入れます。遊びや体験をととして、利用者の心身の発達を促します。また今日も楽しかった、明日も来たいと思って帰っていただけるようにします。

さらに利用者や保護者と信頼関係を構築し、関係機関との連携も図りながら、利用者の障害特性や発達課題、困り感を的確に捉え（アセスメント）、利用者の成長を促すチーム療育を実施します。また、評価が偏らないように、客観的データが収集できるように工夫します。

【平日】

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
		ケース会や教材製作、環境整備等					送迎	始まりの会 体操・おやつ 個別療育 集団療育	個別療育	
		・ 児童発達支援（未就学児の療育） ・ 学校代休等の放課後等デイサービスの受け入れ								

- ・児童発達支援事業営業時間 9:00～17:00
- ・放課後等デイサービス事業営業時間 14:00（下校後）～18:00
- ・学校休業日等で来所している放課後等デイサービス利用者は利用開始後、5時間後より延長支援時間となる。

【土曜・祝日（放課後等デイサービス利用者のみ受け入れ）】

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
受入開始	始まりの会	園外活動 個別療育		昼食	余暇活動	集団療育	おやつ	個別療育等	余暇活動	

- ・営業時間 9:00～17:00
- ・利用開始後、5時間後より延長支援時間となる。

【年間行事】

時期	内容
4 月	プチ祭り
5 月	美化活動 ピクニック
6 月	調理実習
7 月	七夕祭り 夏祭り（古津賀拠点合同）
8 月	美化活動
9 月	調理実習
10 月	土岐神社祭り（古津賀拠点合同） ハロウィンパーティー おかみさん祭り出店
11 月	焼き芋パーティー はたっこまつり出店
12 月	わかふじ和の会カラオケ大会（3 事業所合同） クリスマス会 クリスマスフェスティバル出店
1 月	美化活動 もちつき大会（古津賀拠点合同）
2 月	節分豆まき
3 月	卒業生を祝う会（古津賀拠点合同） 調理実習
年間	誕生日会

- ・スピリットアート展（高知県障害者美術展）に出展できるよう創作活動に取り組みます。

5. 苦情解決体制

苦情受付担当者	児童発達支援管理責任者
苦情解決責任者	管理者
第三者委員	山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利用時間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連絡先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

6. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所からの出火を想定 あつぷるは日中想定 of 訓練
6 月	地震・火災総合訓練	厨房からの出火を想定 消火器による消火訓練
6～7 月	地震防災教育	南海トラフ地震対策課動画視聴
7 月	避難訓練（風水害・火災）	大地震後津波発生し、厨房から出火
	福祉協会通報訓練	大地震発生後 3 日を想定
8 月	避難訓練（火災）	喫煙所からの出火を想定
9 月 1 日	シェイクアウト訓練	四万十市訓練に参加
	落下物等確認	事業所内落下物の確認
	安否確認訓練	グループラインで安否共有
9 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯場からの出火を想定 あつぷるは日中想定 of 訓練
10 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房のから出火
11 月	福祉避難所開設訓練	大地震発生後 3 日を想定した開設訓練
	避難訓練（火災）	洗濯場からの出火を想定
12 月	地震・火災総合訓練	厨房からの出火を想定 消火器による消火訓練
1 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2 月	避難訓練（風水害・火災）	大雨による河川氾濫後、洗濯場からの出火を想定
	福祉協会通報訓練	大地震発生後 3 日を想定
	安否確認訓練	グループラインで安否共有
3 月	避難訓練（地震・火災・夜間）	大地震発生後、厨房から出火 あつぷるは日中想定 of 訓練

・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

7. 利用者状況(令和 8 年 4 月 1 日見込み)

(1) 定員と現員

	定員	契約人数
児童発達支援事業	10 名	6 名
放課後等デイサービス事業		26 名

※1 日の利用者数は定員の 150%を超えてはいけない（15 人）

※3 か月間の平均利用者数が 130%を超えてはいけない（13 人）

この 2 点を意識し、利用者調整を行います。

(2) 通学の状況

学年 学校名	小学校・小学部						中学校・中学部			高等学校・高等部		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
中村特別支援学校		1				1	2	2	1		3	2
中村中学校								1				
中村西中学校								1				
中村小学校			3									
具同小学校		2	1	1	1							
東山小学校			1									
三浦小学校				1								
入野小学校				1								
南郷小学校					1							

(3) 児童発達支援事業 保育所の状況

年齢 保育所名	3歳以下	4歳 (年少)	5歳 (年中)	6歳 (年長)
愛育園				1
あおぎ保育所				1
具同保育所				1
八束保育所			1	1
ひかり認定こども園			1	

8. 職員の状況（令和8年4月1日見込み）

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1名					1名	1名 ※1
児童発達支援管理責任者	1名					1名	1名 ※2
保育士	2名	1名				3名	2名以上 ※3
保育士（兼務）	1名					1名	
児童指導員					1名	1名	
理学療法士					1名	1名	
合 計	5名	1名			2名	8名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 常勤専従

※3 障害児の数が10名までは2名以上。10名を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数。理学療法士は機能訓練担当者として合計数に含めることができる。

9. 研修計画

一条協会古津賀拠点職員研修体系表（令和 7 年 3 月 17 日付け策定）に基づき、研修を実施します。

10. 会議・委員会活動

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	・あっぷるは拠点職員会とは別にさらに職員会を設ける。
ケース会	毎月	原則全員	利用者についての情報共有
個別支援検討会議	9・3月	児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、利用者・ご家族等	今期個別支援計画の評価を基に次期個別支援計画を作成する。

【委員会活動】

委員会名	活動内容
虐待防止委員会	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関する事 ・セルフチェック（12月）に関する事
身体拘束適正化委員会	・身体拘束および行動制限に関する事
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関する事 ・BCPに関する事 ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・防災教育 ・福祉避難所に関する事
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関する事 ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施
研修企画委員会	職員が専門的な知識や技術を習得し、利用者支援の質を向上させることを目指して活動します。 ・一条協会古津賀拠点職員研修体系表の実施に関する事 ・職員の研修受講履歴の記録 ・その他研修の企画

11. 関係機関及び地域との連携

(1) ご家族との連携

積極的にサービス利用中の様子をお伝えします。個別支援計画を通じて、ご家族の思いや希望をお伺いし、利用者の将来について一緒に考えていきます。

(2) 関係機関との連携

利用者の成長をみんなで支え合うよう、関係者に働きかけます。特に利用者が通学・通園している学校・保育所とは緊密に連携します。

(3) 地域との連携

永年、地域の方にはお世話になっています。今後とも地域の行事や区役に積極的に参加し、互いに顔の分かる関係づくりに努めます。

令和 8 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：相談支援事業所 わかふじ

事業種別：計画相談支援
障害児相談支援

令和8年度 相談支援事業所わかふじ 事業計画書

1. 令和8年度の事業実施概要

特定相談支援事業（計画相談支援・障害児相談支援）では、地域や入所施設で暮らす障害のある方が、本人の思いに沿った福祉サービスを利用し、安心して生活できるよう支援します。また、本人や家族、関係機関と連携し、希望や課題を確認しながら、必要なサービスにつながるよう継続して関わっていきます。

支援の中で見えてきた、緊急時の受け入れが難しいケースや、希望するサービスにつなぐりにくいといった地域の課題については、関係機関や地域へ適切に伝え、改善に向けた働きかけを行います。

2. 令和8年度の重点課題

（1）新規利用者の獲得

サービス終了を希望されている方が数名おられます。また、機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）で補充した職員も業務に慣れ、事業の拡充に余力が生まれてきていますので、新規利用者の受け入れを進め、収益の向上により事業運営が安定するよう取り組んでいきます。

（2）意思決定支援の推進

令和7年度に引き続き受給者証が更新される利用者から、新しい書式のアセスメント用紙を用いて、意思決定支援に資する情報の収集を図り、利用者の自己決定の尊重及び意思決定支援に配慮しつつ利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

3. 購入・工事関係

特にありません。

4. 支援内容

特定相談支援では、障害福祉に関する情報提供を行い、サービス利用に必要な「サービス等利用計画書」を作成します。市役所などでの申請手続き後、本人や家族からの聞き取りを行い、適切な支援が受けられるよう福祉サービスの調整を進めます。

サービス利用開始後も、定期的に本人や利用事業所へ聞き取り（モニタリング）を行い、支援が円滑に提供されているかを確認し、市町村へ報告します。当事業所の利用者は5歳から65歳までと幅広く、障害の種類も多様です。本人の意向や家族の希望を尊重し、安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。

5. 苦情解決体制

苦情受付担当者	相談支援専門員
苦情解決責任者	管理者
第 三 者 委 員	山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-35-4094 FAX：0880-35-4091

6. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所からの出火を想定 わかふじは日中想定訓練
6 月	地震・火災総合訓練	厨房からの出火を想定 消火器による消火訓練
6～7 月	地震防災教育	南海トラフ地震対策課動画視聴
7 月	避難訓練（風水害・火災）	大地震後津波発生し、厨房から出火
	福祉協会通報訓練	大地震発生後 3 日を想定
8 月	避難訓練（火災）	喫煙所からの出火を想定
9 月 1 日	シェイクアウト訓練	四万十市訓練に参加
	落下物等確認	事業所内落下物の確認
	安否確認訓練	グループラインで安否共有
9 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯場からの出火を想定 わかふじは日中想定訓練
10 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房のから出火
11 月	福祉避難所開設訓練	大地震発生後 3 日を想定した開設訓練
	避難訓練（火災）	洗濯場からの出火を想定
12 月	地震・火災総合訓練	厨房からの出火を想定 消火器による消火訓練
1 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2 月	避難訓練（風水害・火災）	大雨による河川氾濫後、洗濯場からの出火を想定
	福祉協会通報訓練	大地震発生後 3 日を想定
	安否確認訓練	グループラインで安否共有
3 月	避難訓練（地震・火災・夜間）	大地震発生後、厨房から出火 わかふじは日中想定訓練

・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

7. 利用者の状況(令和8年4月1日見込み)

【幡多地域 6 市町村】

	四万十市	宿毛市	土佐清水	黒潮町	大月町	三原村
障害者	53 名	12 名	14 名	5 名	6 名	3 名
障害児	18 名					

【幡多地域以外】

	四万十町	須崎市	高知市	香南市	香美市	南国市	その他	県外
障害者	11 名	5 名	12 名	2 名	3 名	2 名	3 名	1 名
障害児	1 名							1 名

【合計】

障害者	132 名
障害児	19 名
合 計	151 名

8. 職員の状況

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者（兼務）	1 名					1 名	1 名 ※1
相談支援専門員	1 名					1 名	1 名 ※2
相談支援専門員 （兼務）	1 名					1 名	1 名
合 計	3 名					3 名	3 名

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 1 か月の平均の利用者数 35 件に対して 1 名の配置が望ましい

9. 研修計画

一条協会古津賀拠点職員研修体系表(令和7年3月17日付け策定)に基づき研修を実施します。

10. 会議・委員会活動

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	週 1 回	相談支援専門員	一週間の予定と利用者の情報共有
月齢報告会議	月 1 回	施設長 相談支援専門員	相談支援ケースの進捗管理

【委員会活動】

委員会名	活動内容
虐待防止委員会	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関すること ・セルフチェック（12月）に関すること
身体拘束適正化委員会	・身体拘束および行動制限に関すること
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関すること ・BCPに関すること ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・防災教育 ・福祉避難所に関すること
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関すること ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施
研修企画委員会	職員が専門的な知識や技術を習得し、利用者支援の質を向上させることを目指して活動します。 ・一条協会古津賀拠点職員研修体系表の実施に関すること ・職員の研修受講履歴の記録 ・その他研修の企画

11. 関係機関及び地域との連携

（1）家族との連携

在宅で暮らしている方には、今の生活を大切にしながら、将来を見据えた支援も提案し、安心して暮らせるようお手伝いします。会う機会のない家族に書類を送る際は、知っている範囲で様子を伝えます。

（2）事業所との連携

緊急利用の受け入れが難しいケースや、地域資源の不足状況について事業所と情報共有を行い、現状への理解を深めてもらいます。受け入れ可能な範囲や支援体制について意見交換を行い、利用者が必要な支援につながるよう調整を円滑に進めます。

（3）医療機関との連携

精神科の入退院を繰り返している方や、精神的に不安定になっている方は、医療と福祉の連携が特に重要となります。入退院時の情報共有や、退院後の生活を安定させるための支援について、関係機関と適切に連携を図ります。また、通院や服薬管理に関する課題に

についても医療機関と情報交換を行い、必要な支援につなげていきます。

(4) 保育所学校との連携

年に一度は保育所や学校の見学を行い、利用している事業所にも声をかけ、支援の状況を把握していきます。見学時の様子は家族にも伝え、必要な支援につながるよう情報提供を行います。また、学校での困りごとや相談内容から地域資源の不足状況を把握するよう努め、関係機関との連携に役立てていきます。

(5) 行政との連携

幡多圏域障害福祉地域連携会議に参加し、支援の中で見えてきた課題を議題として提起していきます。地域で希望するサービスにつながりにくい状況や、緊急時の受け皿の不足など、現場で生じている問題を共有し、行政側に現状を把握してもらえるよう努めます。また、必要に応じて個別の相談内容や利用者の状況についても連携を図り、調整が必要な際には協力を依頼するなど、日常的なやり取りを大切にしていきます。

令和 8 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害者支援施設 レジデンスわかふじ

事業種別：障害者支援施設（生活介護）

障害者支援施設（施設入所支援）

短期入所事業

令和8年度 障害者支援施設レジデンスわかふじ 事業計画書

1. 令和8年度の事業実施概要

障害者総合支援法に基づいて、施設入所利用者に対して、その人が望む暮らし、その人らしく穏やかで落ち着いた生活が実現できるよう、本人の意思決定を尊重し、障害のある方の日常生活を一体的に支援します。

- ・それぞれの希望や必要性に応じた個別支援計画を策定し、計画に基づいた支援を提供します。日常生活上の入浴・排せつ・食事等の必要な支援とともに、その人の特性を考慮した日中活動を提供します。
- ・意思決定支援に重きを置き、できる限り本人の意思、希望に沿ったサービスが提供できるよう努めます。
- ・自分たちの行う支援サービスが適切であるか常に振り返り、虐待防止委員会で検討し、必要に応じて改善に努め、支援サービスの質の向上を目指します。
- ・地域連携推進会議をはじめ、地域と連携することにより、相互理解と相互協力を目指します。

2. 令和8年度の重点課題

(1) 支援サービスの適正化

令和7年度は支援の適正化、改善に向け、12項目の具体的対応策及び職員研修体系表に基づき、権利擁護、意思決定支援、虐待防止などの学習や研鑽に相当の力を入れて取り組んできましたが、新たな重大事案が発生しました。利用者の障害特性の把握だけではなく、利用者の人権・人格・権利を尊重し、尊厳を守ること、その支援が本当に適切かどうかを真に意識することが足りなかったことを自覚し、深く反省し、再発防止、職員の資質向上に向け、虐待防止委員会、身体拘束等適正化検討委員会での検証、業務の見直しなど、支援サービスの質の向上に全力で取り組みます。

(2) 意思決定支援

利用者それぞれの意思を尊重し、自分の意思を伝えることが困難な方々の意思決定支援について、思い込みや決めつけ、職員側の都合、家族の思いや判断に捉われることなく、その人がその人らしく、望む暮らしの実現に向け、継続して取り組みます。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

- | | |
|----------------|--------|
| ・車椅子（緊急時対応） 1台 | (38千円) |
|----------------|--------|

(2) 工事関係

- | | |
|----------------------------|--------|
| ・固定式ベンチをホールに増設 | (87千円) |
| ・インターネット放送番組視聴のためのLAN配線工事等 | (83千円) |

4. 支援内容

(1) 支援部門

- ・サービス管理責任者は、意思決定支援から、利用者それぞれの意思や希望を汲み取り、アセスメントし、ご家族の意向も踏まえ、必要性に応じた個別支援計画を策定します。
- ・生活支援員は、個別支援計画に基づき、一人ひとりに対して、その時の心身の状況に応じた支援（食事・入浴・排せつ等）を提供します。サービス管理責任者、看護師、栄養士と協力し、チームで支援を実施します。
- ・令和6年度は月・水・金の野外活動、火・木のワークシステム、月1回のミュージック・ケアなどを実施し、個人活動では買い物、外食などの活動を計画的に実施しました。令和8年度はさらに活動時間、活動内容の充実が図れるよう調整します。

【一日のスケジュール】

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	起床	朝食	身支度	ワークなど	ドライト活動	昼食	余暇	ワークなど	ドライト活動	入浴	余暇	夕食	身支度	余暇		就寝

【年間行事】

時期	内 容
4 月	春の遠足
5 月	テイクアウトデー①
7 月	夏祭り
8 月	BBQ
9 月	テイクアウトデー②
10 月	土岐神社祭り（古津賀拠点合同） ピアふれあい21（高知県知的障害者福祉会）
11 月	秋の遠足 一條大祭
12 月	クリスマス会 わかふじ和の会カラオケ大会（3事業所合同）
1 月	餅つき大会（古津賀拠点合同）
2 月	やきにくパーティー
3 月	卒業を祝う会（古津賀拠点合同）

(2) 栄養部門

- ・給食事業委託業者と連携し、子どもの健康や嗜好に配慮した食事の提供を行います。
- ・栄養士は嗜好調査や給食会議等を実施し、より良い食事の提供に努めます。
- ・咀嚼・嚥下機能の低下を防ぐための工夫も積極的に取り入れます。
- ・生活習慣病予防のため、栄養士、看護師、生活支援員が連携して、健康管理に努めます。
特に適正体重の維持のため、食の楽しみを損なうことがないダイエットメニューを取り入れます。

(3) 看護部門

- ・利用者の健康を維持するための取り組みを行います。また、利用者が疾病に罹患した場合の受診や療養の世話をし、健康を回復するための看護を行います。
- ・理学療法士の指導を受け、軽運動やリハビリについて検討します。
- ・職員の健診について計画及び実施し、職員からの健康に関する相談に応じます。メンタルヘルス対策においても中心的役割を担います。
- ・感染症予防対策において、中心的な役割を担います。新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や感染予防対策を講じます。

【健康管理】

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年1回）体重（月1回）腹囲（年2回）
	血圧測定	40歳未満（月1回）40歳以上（月2回）
	尿検査	1回目 5月頃 要受診となった場合は対応します。 2回目 10月頃
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。
	胸部レントゲン	年1回（11月）
	心電図検査	40歳以上 ※医師の指示による
	内科検診及び精神科検診	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。
	歯科検診	年1回（通年）
感染予防対策		新型コロナウイルス感染症予防対策（通年） インフルエンザ予防対策（10月～3月）
定期受診		原則、看護師が行います。服薬の管理もします。

【感染症の予防対策】

新型コロナウイルス対策	新型コロナウイルスワクチン接種（任意接種） 基本的感染防止策の推進 感染発生時の初動対応、感染拡大防止対応の想定
インフルエンザ対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：12月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施します。

【職員健診】

年齢	深夜業務の有無	1回目	2回目
18歳～34歳	なし	定期健康診断	
	あり	定期健康診断	定期健康診断
35歳～75歳	なし	生活習慣病予防検診	
	あり	生活習慣病予防検診	定期健康診断

その他、付加健診、婦人科健診が対象年齢時に準備されます。

【救命救急講習】

四万十消防署に講義と実技を依頼し、5月と6月に全職員対象に講習をします。

(4) 事務部門

- ① 迅速で正確、丁寧な事務処理を行い、サービスの向上に努めます。
- ② 施設の窓口として、来客者を笑顔で迎え、丁寧な対応に努めます。
- ③ 会計担当者は経理管理規程を遵守し、正確な会計処理を行います。

5. 苦情解決体制

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	施設長
第 三 者 委 員	山沖直樹（司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-35-4092 FAX：0880-35-4091

6. 避難訓練及び防災教育

実施月	種別	備考
4 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
5 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、喫煙所からの出火を想定
6 月	地震・火災総合訓練	厨房からの出火を想定 消火器による消火訓練
6～7 月	地震防災教育	南海トラフ地震対策課動画視聴
7 月	避難訓練（風水害・火災）	大地震後津波発生し、厨房から出火
	福祉協会通報訓練	大地震発生後 3 日を想定
8 月	避難訓練（火災）	喫煙所からの出火を想定
9 月 1 日	シェイクアウト訓練	四万十市訓練に参加
	落下物等確認	事業所内落下物の確認
	安否確認訓練	グループラインで安否共有
9 月	避難訓練（火災・夜間）	夜間、洗濯場からの出火を想定
10 月	避難訓練（地震・火災）	大地震発生後、厨房のから出火
11 月	福祉避難所開設訓練	大地震発生後 3 日を想定した開設訓練
	避難訓練（火災）	洗濯場からの出火を想定
12 月	地震・火災総合訓練	厨房からの出火を想定 消火器による消火訓練
1 月	避難訓練（火災）	厨房からの出火を想定
2 月	避難訓練（風水害・火災）	大雨による河川氾濫後、洗濯場からの出火を想定
	福祉協会通報訓練	大地震発生後 3 日を想定
	安否確認訓練	グループラインで安否共有
3 月	避難訓練（地震・火災・夜間）	大地震発生後、厨房から出火

・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加します。

7. 利用者状況(令和8年4月1日見込み)

(1) 定員と現員

	定員	現員	空床
施設入所支援	10名	9名	1
生活介護	10名	9名	1

(2) 障害支援区分

区分	区分4	区分5	区分6	未判定	平均区分 5.3
人数	0名	6名	3名	0名	

(3) 障害の状況

	A1	A2	B1	B2		1級	2級	3級	4級
療育手帳	4	5			身障手帳		2		

肢体不自由 1名 感音性難聴 1名

(4) 平均年齢

年齢	10代	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上	平均年齢 31.1歳
人数	1名	1名	2名	1名	3名	1名	

8. 職員の状況(令和8年4月1日見込み)

職種	正職員	再雇用	準職員	臨時	パート	合計	基準配置
管理者(兼務)	1名					1名	1名 ※1
サービス管理責任者	1名					1名	1名
生活支援員	5名	1名	3名		1名	10名	6.7名 ※2
看護職員(兼任)	1名					1名	1名 ※3
栄養士(兼任)	1名					1名	0名
事務員等(兼任)	1名				1名	2名 ※4	0名
合 計	10名	1名	3名	0名	2名	16名	

※1 管理業務に支障がない場合は兼務可

※2 平均障害支援区分5以上の場合、利用者の数を3で除した数。人員配置体制加算(1)を算定する場合、直接処遇職員配置は1.5:1以上必要となる。

※3 生活介護の単位ごとに1名以上

※4 事務職員等には障害者雇用のハウスキーパー1名を含む

9. 研修計画

一条協会古津賀拠点職員研修体系表（令和7年3月17日付け策定）に基づき、研修を実施します。

10. 会議・委員会活動

【会議等】

会議名	日時	対象者	内容
職員会	毎月	原則全員	・拠点職員会とは別にさらに職員会を設ける。
ケース会	毎月	原則全員	利用者についての情報共有
個別支援検討会議	9・3月	サービス管理責任者、生活支援員、利用者・ご家族等	今期個別支援計画の評価を基に次期個別支援計画を作成する。

【委員会活動】

	活動内容
虐待防止委員会	利用者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証するため、職員の人権意識を高め、より良い支援を目指して活動します。 ・虐待防止マニュアルに関する事 ・セルフチェック（12月）に関する事
身体拘束適正化委員会	・身体拘束および行動制限に関する事
防災委員会	災害に強い施設運営を目指して活動します。 ・防災マニュアルに関する事 ・BCPに関する事 ・防災備蓄品および備蓄食の管理 ・防災教育 ・福祉避難所に関する事
感染対策委員会	感染症予防を推進するため活動します。感染症対策として、BCPの精度向上に取り組みます。 ・感染対策マニュアルに関する事 ・感染症予防のための啓発活動 ・感染症予防のための研修の実施
スポレク委員会	スポーツとレクリエーションの普及のため活動します。 ・3事業所合同の行事・イベントの企画・実施
研修企画委員会	職員が専門的な知識や技術を習得し、利用者支援の質を向上させることを目指して活動します。 ・一条協会古津賀拠点職員研修体系表の実施に関する事 ・職員の研修受講履歴の記録 ・その他研修の企画

11. 関係機関及び地域との連携

古津賀拠点全体の社会的資源としての必要性や重要性のほか、利用者の日々の活動、地域への移行や通所事業所へのチャレンジ、災害時の福祉避難所開設に関しても、地域との連携は不可欠です。相互理解と相互協力を目指し、地域との連携を積極的に図ります。

(1) 地域連携推進会議

- ・利用者、利用者家族、四万十市福祉事務所、四万十市社会福祉協議会、古津賀地区の代表者で構成します。
- ・利用者と地域との関係づくり、地域へのレジデンスわかふじの理解、運営及びサービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護を目的とします。
- ・レジデンスわかふじへの訪問を実施し、客観的なご意見をいただき、様々な改善に繋がります。

(2) 他事業所及び行政との連携

- ・困難事例について、自分たちだけで解決を図ろうとせず、他法人事業所、医療機関、県障害福祉課や各市町村にも相談し、連携して解決を目指します。
- ・地域移行、通所事業所へのチャレンジなど、可能性を否定せず、できる限り連携を図りながら利用者のバックアップに努めます。

令和 8 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：障害者支援施設 わかふじ寮

事業種別：障害者支援施設（生活介護）
障害者支援施設（施設入所支援）
短期入所事業
日中一時支援事業

令和8年度 障害者支援施設わかふじ寮 事業計画書

1. 目指す施設の姿

利用者一人一人を「主人公」として、家庭的で安心して生活できる環境や支援を提供し、利用者やご家族から信頼していただける施設を目指します。

職員が毎日復唱しているスローガンと目標

<スローガン>

○支援の可能性をあきらめない

○笑い 助け合い 支えあい

<目 標>

★1日1回は褒めましょう

★お互い感謝を込めて「あ・り・が・と・う」

2. 事業の実施概要

利用者に家庭に代わる場を提供し、自立と社会活動参加を促進するため、入浴、排泄、食事等の日常生活における介助及び支援を行うとともに、創作活動やレクリエーション等の日中活動支援の提供を行います。

併せて、市町村、他の保健・医療・福祉事業者等との連携に努め、利用者の希望に沿ったサービスの提供に努めます。

3. 運営方針

(1) 利用者やご家族とともに作成する個別支援計画づくりと支援

利用者の人権の尊重を基本とし、ご家族の願いを大切にしながら利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、安心・安全で健康に生活できるよう個々に応じた質の高いサービスの提供に努めます。

(2) 利用者のニーズに合わせた支援

関係機関や他事業所と連携・協働し、多様な福祉サービスの在り方を学び、支援の向上に努めます。

(3) 専門性の向上

職員個々が職務に強い責任感を持ち、福祉サービスに関する専門性の向上を図るため関係団体が実施する研修制度の活用、及び施設内研修等による人材育成に努めます。

(4) 経営意識の醸成

法令や諸規程を遵守し、信頼される組織体制を構築するとともに、財務状況の把握や職員の経営意識の醸成により、経営基盤の安定に努めます。

4. 重点課題

(1) 人権尊重と虐待防止意識の徹底

- ① 人権尊重や虐待防止については、虐待防止マニュアルを活用して職員意識の更なる向上を図ります。
- ② 毎月開催する職員会及びケース会を通して職員意識の向上を図り、利用者一人一人の人権を尊重し、常に利用者の立場に立った支援サービスに努めます。
- ③ 定期的に、アンケートボックスやセルフチェックリストを用いて職員一人一人が支援について振り返るとともに、チェックリストを管理者と共有するための面談を実施します。
- ④ 虐待防止に関する外部研修への参加や独自に虐待防止・身体拘束について研修会等を開催し、虐待に対する知識をさらに深めます。身体拘束などを検討する場合は、事前に関係機関や行政の協力を得て協議することで虐待防止を図ります。

(2) 安心・安全なサービスの提供

- ① 支援サービスの向上に向け、半年に1回以上モニタリングを実施し、支援サービスの実施状況の見直しを行い、職員が統一して個別支援計画に沿った支援サービスが行えるよう努めます。
- ② 利用者個々の支援方法を構築し、安心・安全なサービス提供に努めると共に、日中活動においては利用者の状況に応じた支援に取り組み、本人の「個性」「自主性」を尊重し、利用者が楽しみを持って活動できるよう支援に努めます。
- ③ 利用者が少しでも日々落ち着いた日常生活を過ごせるよう、日中の活動内容として研修で学ぶ「心理リハビリテーション」を取り入れることや、地域の人材を活用した専門性の高い方による「絵本の読み聞かせ」・「音楽療法」等を実施します。
- ④ 日中活動として実施しているスヌーズレン室の活用により、利用者の方々に光刺激、振動刺激といった感覚刺激の中で心地よい安らぎや情緒の安定を図ります。
- ⑤ ICT (iPad) を使った情報の一元化を進め、職員間のリアルタイムな情報共有や記録時間の短縮、利用者のご家族とのオンライン通話など、利用者へのより良い支援内容の提供に努めます。

(3) 意思決定支援の取り組み

- ① 日常生活や社会生活等において利用者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進できるように努めます。
- ② 利用者本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことを原則とし、本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行います。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援していきます。
- ③ 利用者本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、日常生活の場面や職員のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活歴、人間関係等様々な情報を把握し、根

拠を明確にしながら利用者の意思及び選好を推定します。本人のこれまでの生活歴を家族関係も含めて理解し、職員が本人の意思を推定するための手がかりとします。

(4) 感染予防の徹底

- ① 日々、利用者の健康観察を行い、医療機関や保健所との連携を図りマニュアルに沿って感染防止対策を徹底します。
- ② 施設にウイルスを持ち込まないため、職員の健康管理の徹底や3密の回避、マスクの着用、手指消毒、手洗い、うがいなど、感染防止策を実施します。
- ③ 危機管理対策として、感染対策用の衛生物品の備蓄を行います。

(5) 事故防止と防災対策の徹底

- ① ヒヤリハットや事故報告等については、定期的に開催するケース会議を基本として可能な限り発生した当日に事例検証を行い、利用者の事故防止と安全対策の徹底に努めます。
- ② 利用者に、安心して生活ができる環境を提供するために、定期的に施設内外の安全点検を行い、居室の家具の固定対策など危険がある場合は、速やかに補修整備に努めます。
- ③ 火災・地震等の非常事態に備えた防災訓練等を計画的に実施し、地域の方や関係機関とも連携し、防災体制の強化に努めます。

(6) 働きがいのある職場づくり

- ① ICT (iPad) の導入により業務内容の効率化を図ることで時間外労働の縮減による働き方改革を進めます。
- ② 職員一人一人の意見を積極的に取り入れ、運営会での検討・協議を経て職員会で周知、という流れを確立し、職員のモチベーションを高めながら働きがいのある職場づくりを進めます。

(7) 施設運営の情報発信

毎月の「はがき通信」や3ヶ月毎に発行する広報「輪の和」を活用し、施設運営に関する情報や行事、レクリエーション等へのご家族の参加促進に努めます。

(8) 苦情相談窓口

利用者、家族等からの相談（意見・要望、苦情等）には、受け付けた職員、苦情窓口担当者、苦情解決責任者が責任を持って速やかに対応し、第三者委員と連携を図り、利用者が安心して生活できる環境の提供とサービスの質の向上に努めます。

(9) 人材育成と人材教育

- ① 利用者に寄り添い、利用者一人ひとりのストレングス（強み、力、良さ）を見出すとともに、ニーズや課題を十分に把握し、笑顔で優しく接し、適切な支援のできる人材の育成に努めます。
- ② 各種委員会及び担当業務を組織し、職員主導で企画・立案・実施できる人材の育成に努めます。
- ③ 施設内研修やケース会議の充実を図るため、障害専門分野の講師や・助言者を招聘して利用者の障害の特性の理解や支援方法について学び、活用していく力を養います。

- ④ ミュージック・ケア（中級・初級）を取得した職員に、施設内での指導的役割を担ってもらい、OJTによる人材育成を目指します。
- ⑤ 新たな取り組みとして、外部講師を招聘し、生活支援員全員が「心理リハビリテーション」の講座や実技指導を毎3カ月受講することにより、日々の活動内容として心理リハビリテーションを取り入れることができるように、3年計画で定着を図っていききたい。

(10) 利用者の健康と栄養管理の充実

- ① 理学療法士と連携を図り、身体機能低下防止のため、個別性を考慮した計画を立案し、生活支援員との連携を強化し、利用者の体力維持、増進、高齢化対策の支援に努めます。
- ② 医療機関との連携を強化するとともに、生活支援員の知識向上及びスキルアップを図るため研修を実施すると共に助言・指導に努めます。
- ③ 定期健診や各種検査による検査データから推測される疾病を読み取り、医療機関や利用者家族、生活支援員と連携して利用者の健康管理の徹底に努めます。
- ④ 管理栄養士による利用者に合った献立の見直しを継続して行い、看護職員、生活支援員と連携し、情報の共有を図り、栄養・食事・健康管理に努めると共に献立づくりを通じて、利用者の健康や嗜好に配慮した食事づくりに努めます。

(11) 組織体制

下記の委員会及び担当業務を組織し、充実した支援に繋がる体制を整備します。

委員会	担当業務
虐待防止委員会	創作活動（ワーク、アート）
身体拘束廃止委員会	リラクゼーション
感染対策委員会	（ミュージック・ケア、音楽療法、スヌーズレン）
防災委員会	軽作業（養鶏、園芸、敷地内清掃）
イベント委員会	心理リハビリテーション
スポーツ委員会	広報
研修企画委員会	設備管理
	消耗品管理
	車両管理

5. 施設整備

No.	内 容	金 額
1	ウォームレット設置工事	230 千円
2	給湯器・ポンプ設置交換	4280 千円
3	非常灯交換	462 千円
4	防災用備蓄食購入	397 千円
5	防災用備蓄品購入	262 千円

6. 利用者への支援内容及び支援体制

(1) 一日のスケジュール

	月曜～金曜		土曜・日曜・祝日
6:30	起床・モーニングケア		起床 モーニングケア
7:00	朝食		朝食
9:30～ 11:00	各フロアでラジオ体操、朝礼後、フロア別に活動を行う。 ＜主な活動＞ 歩行運動、音楽鑑賞、音レク、ミュージック・ケア、スヌーズレン、軽作業、絵本読み聞かせ、野外活動、買い物、外食 リハビリ（理学療法士 水・金）		布団干し、居室清掃、 養鶏作業、野外活動 個別活動（買物、散髪） 余暇
11:30～	昼食		昼食
13:30～ 15:00	グループ活動	音レク、ミュージック・ケア、 スヌーズレン、野外活動、軽作業、音楽療法、心理リハビリテーション	野外活動 個別活動（買物・散髪・おやつ） 余暇 入浴
	個別活動	買物・散髪（施設出張散髪）	
15:30～	入浴		
16:30～	余暇		余暇
17:30～	夕食		夕食
18:30～	余暇・イブニングケア		余暇・イブニングケア
22:00	消灯		消灯

(2) 定期健康診断（年2回）

項目		内容
定期健康診断	身体計測	身長（年1回）体重（月1回）
	血圧測定	月1回 ※健康状態に応じて実施
	尿検査	年2回（5月・9月）
	血液検査	治療中の疾患がある方は主治医の指示で実施。 治療中の疾患がない方は協力医療機関で実施。 ※医師の判断で省略あり
	胸部レントゲン	年1回（11月）
	心電図検査	40歳以上 ※医師の指示による
各種がん検診		該当者は原則受診
歯科検診		年1回（通年）

(3) 感染症の予防対策

項目	内容
感染症対策	インフルエンザワクチン接種（11月下旬）
感染性胃腸炎対策	感染予防職場研修（全職員対象：10月） 感染予防外部研修へ派遣（感染対策委員）
その他の感染症	感染症の動向を周知し、必要な予防策を実施する

(4) 利用者状況（令和8年4月1日予定）

① 利用者定員・現員

		定員		現員
運営規程	施設入所	50名		50名
	生活介護	50名		50名（契約者）
	短期入所	3名＋空床利用型		
	日中一時支援	3名		
建物構造	新築棟	施設入所用	個室 30室	30名（男性）
	改修棟	施設入所用	個室 22室	20名（女性）
		短期入所用	2人部屋 1室 個室 1室	

② 利用者平均年齢

年齢	男性	女性	計	割合
10代	0	0	0	0%
20代	1	3	4	8%
30代	10	6	16	32%
40代	9	8	17	34%
50代	9	2	11	22%
60代	1	0	1	2%
70代	0	1	1	2%
計	30	20	50	100%
平均年齢	43.8歳	40.4歳	42.4歳	

③ 障害支援区分

障害支援区分	男性	女性	計	割合
区分4	7	4	11	22%
（重度加算対象者）	0	1	1	
区分5	11	7	18	36%
（重度加算対象者）	7	6	13	
区分6	12	9	21	42%
（重度加算対象者）	12	7	19	
計	30	20	50	100%
	19	14	33	

④ 市町村別利用者数

市町村名	男性	女性	計
高知市	5	3	8
須崎市	3	1	4
安芸市	0	1	1
南国市	0	1	1
津野町	1	0	1
四万十町	3	2	5
四万十市	6	4	10
宿毛市	5	3	8
土佐清水市	4	3	7
黒潮町	1	1	2
大月町	2	1	3
計	30	20	50

(5) 職員体制（配置基準）

職種	正職員	準職員	臨時職員	再雇用職員	パートタイム職員		合計		配置基準
					人数	常勤換算	人数	常勤換算	
管理者				1			1	1.0	1
サビ管	1						1	1.0	1
生活支援員	17		3	5	2	1.2	27	26.2	23.5
生活支援員 (夜間専門)					1	0.5	1	0.5	1
ハウスキーパー					6	3.2	6	3.2	
看護職員	1				1	0.4	2	1.4	1
理学療法士					1	0.2	1	0.2	
管理栄養士	1						1	1.0	1
事務員	1		1				2	2.0	
計	21		4	6	11	5.5	42	36.5	

7. 虐待・事故・苦情等への対応

(1) 虐待

虐待や不適切な対応を支援者側の思いで判断するものではなく、支援を受ける利用者がどのように感じているか、また、利用者家族や第三者が見てどのように思うかという事を支援者側は常に振り返ることが必要で、全職員を対象に権利擁護・虐待防止研修に参加していくとともに虐待を未然に防止するための組織作りに努めます。

(2) 事故

事故対応マニュアルに沿って対応します。事故の状況により、市町村、県への報告をガイドラインに沿って実施します。

- ① 事故報告 …… 行政報告を伴う重大案件（高知県、市町村）
- ② 事故発生報告 …… ケース会にて注意喚起を行い再発の防止を行う
- ③ ヒヤリハット報告 …… 行政報告は行わないが再発防止策などを検討

(3) 苦情解決体制

高知県社会福祉協議会や第三者委員と活発に意見交換し、苦情解決体制を強化します。当事業所における苦情や相談は、下記の相談窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	施設長
第 三 者 委 員	山沖 直樹（司法書士） 上田 宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土・日・祝日除く）
連 絡 先	TEL：0880-32-1177 FAX：0880-32-1888

8. 総合訓練及び避難訓練

種 別	実施月	消火訓練	通報訓練	避難訓練	炊き出し
総合避難訓練 (2回／年)	6月	○	○	○	
	12月	○	○	○	
福祉避難所開設訓練	10月			○	
避難訓練 (5回／年)	5月			○ 地震	
	7月			○ 土砂・風水害	
	9月			○ シェイクアウト	
	11月			○ 土砂・風水害	
	1月			○ 地震	
炊き出し訓練 (1回／年)	2月				○

- ・上記訓練のほか、自治体等が企画した訓練に積極的に参加し、炊き出し訓練や福祉避難所開設及び運営訓練を蕨岡地区の自主防災組織と連携して実施していきます。
- ・地域交流を活発に行うことで、地域の方々と当施設の職員がお互いに共助の精神を培っていきます。

9. 行事予定

	企画行事	参加行事
4 月	遠足	
5 月	鯉のぼり 食事会 ※家族参加	高知県障害者スポーツ大会（陸上の部）
6 月	アート（蕨-DAY）	
7 月	蕨岡小学校との七夕交流会	
8 月	お菓子作り	蕨岡地区盆踊り大会（地域交流）
9 月	バーベキュー ※家族参加	スピリットアート作品出展
10 月	蕨岡小学校とのスポーツ交流会	高知県障害者スポーツ大会 （フライングディスクの部） 外に飛び出せ運動会
11 月	秋祭り ※家族参加 ※蕨岡小学校・地域住民参加	ゆうあいスポーツ四国大会 ピアふれあい 21
12 月	クリスマス会 ※家族参加	
1 月	餅つき大会	
2 月	節分	
3 月	花見（慰労会）	

※誕生日会は毎月第 4 木曜日開催

10. 研修計画

- ・関係団体等が実施する研修会へ積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。
- ・全職員参加の施設内研修を通してスキルアップした知識を、日々の支援に活かしていきます。

階層	研修課題	主要な研修・会議
管理者	・福祉サービスの経営・管理に関する知識や技術の獲得 ・高い倫理観を持ち、福祉を推進する	施設長・幹部職員研修 経営・マネジメント研修 異業種交流
指導的職員	・高度な専門知識や技術の習得 ・職員指導を通じて、リーダーの役割を自覚する	施設長・幹部職員研修 事例研究
中堅職員 (3 年～)	・実践的知識と技術の習得 ・実践的問題解決能力の習得	中堅職員研修
新任職員 (1～2 年)	・基礎的知識と技術の習得 ・各種規程等の理解と実行	新任職員研修

【外部研修】

実施主体	主な研修	対象者
高知県	強度行動障害支援者養成研修	直接処遇職員 1～2 名
高知県福祉研修センター	職位階層別研修	内容に応じて 2 名
	虐待防止・権利擁護研修	虐待防止委員 2～4 名
	組織強化・労働環境整備研修	内容に応じて 1～2 名
	その他	内容に応じて 2～4 名
知的障害者福祉協会	施設長等会議・研修等	管理者・サービス管理責任者・生活支援員
	知的障害関係職員研修等	内容に応じて 2～4 名
	防災研修	防災委員 1～2 名
その他	労務管理・権利擁護 障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて 1～3 名

【内部研修】

研 修 名	開催月	対象者	内容
虐待防止研修	7 月	全員	虐待防止委員会・身体拘束廃止委員会による座学・グループワーク等
	11 月	全員	外部講師招聘
心理リハビリテーション	6 月 毎 3 カ月	全員	外部講師招聘 心理リハビリテーション認定指導者 杉元洋一・森實麻利子氏による講和・実技指導・演習
感染予防研修	10 月	全員	感染委員会による座学・実技
ミュージック・ケア	毎月	ミュージック・ケア担当職員	ミュージック・ケア協会認定指導者 岩城美喜江氏による実技指導・演習
音楽療法	隔月	生活支援員	日本音楽療法学会 認定音楽療法士 山崎純代氏による実地指導・演習

11. 地域連携

- (1) 災害に備え蕨岡地区の自主防災組織と連携して炊き出し訓練を実施するなど、災害時に協働できる体制づくりに取り組みます。
- (2) 福祉避難所開設訓練を実施し、地域や四万十福祉協議会、福祉事務所など行政と連携して行きます。
- (3) 地域の行事に積極的に参加し、地域との関係作りに努めます。
- (4) 蕨岡小学校と合同イベントを行い、障害について知ってもらえる機会を作ります。
- (5) 施設行事に地域の方を招待し、利用者、職員との関わりや連携を深め、施設に気軽に来所出来る関係づくりを進めていきます。
- (6) 地域連携推進会議を年 2 回開催し、利用者と地域の人との関係作りをはじめ、利用者、施設への理解の促進および、施設サービスの透明性や質の確保を図っていきます。

令和 8 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：多機能型事業所 四万十工房

事業種別：就労継続支援B型事業
生活介護事業

令和 8 年度 多機能型事業所 四万十工房 事業計画書

1. 事業の実施概要

四万十工房は多機能型として就労継続支援 B 型事業と生活介護事業の 2 事業を運営しています。

就労継続支援 B 型事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活介護事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護並びにその他の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供並びにその他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

2. 令和 8 年度の重点課題

(1) 就労継続支援 B 型

① 利用率 100%超

令和 7 年度途中に 1 名が加わり 10 名の定員を満たしました。令和 5 年度ワーキング会議の際に試算した数値によると、利用率 120%かつ工賃 45,000 円以上の条件をクリアして、経営が成り立つというものでした。職員の給与水準上昇や水光熱費の高騰を加味すると、当時の数値よりも厳しい状況にあるのは間違いありません。特別支援学校や相談支援事業所等と連携するとともに、利用者が求める就労 B 型像と地域の就労 B 型事業所のサービス内容について情報を集め、私たちが目指す方向性について検討を進め利用者の獲得を行っていきます。

② 平均月工賃のアップ

令和 7 年度は、前年実績により就労 B 型サービス費（I）の「平均工賃月額 2 万円以上 2 万 5 千円未満」の枠（8 枠のうちの上位から 5 番目）である 673 単位でした。令和 6 年度の前年実績なしの場合の 526 単位と比較すると、収入増ではありますが、①で述べた数値には程遠い状態です。まずは一つ上位の 2 万 5 千円以上の枠を目指します。令和 7 年度の決算終了後、数値目標を立て、具体的な取り組みを検討し実現したいと考えます。

③ 利用者の生きがいとしての作業の確保

働くことは人の人生においてとても重要なことです。作業の中でできることが増え、得られる工賃が上がれば、これ程励みになることはありません。現在の作業科目は長年取り組んでいるものから、まだ数年しか経っていないものもあります。地元企業からの受託業務である車部品のリサイクル作業では、高知新聞の取材も受け、関わっている利用者は更にやる気を見せています。木工作业にも力を入れており、販売先を大切にしつつ、新商品の開発にも常に取り組んでおり、令和 6 年度と比較して売上は上がっています。令和 8 年度は更に売上を伸ばすとともに、利用者が作業にかかわる部分を多くする取り組みを実施し、さらにやりがい得られるよう支援していきます。

(2) 生活介護

① 利用率 100%超

令和 7 年度はちょうど半期まで実員 20 名でしたが、ご家庭の都合で 1 名退所者が出て、現在 19 名となっています。もともと利用率の低い 2 名が在籍しており、その 2 名で 1 名分とカウントできる状況なため、他の 18 名の利用率が 100%だったとしても、全体では利用率が 90%です。体調不良等の欠席や入院等を加味すると、当然利用率は 85%前後になってしまいます。つまり契約利用者を増やすしか方策がありません。特別支援学校や相談支援事業所等と連携するとともに、利用者が求める送迎等の要求に応える方法を検討し、解決策を見出していくことで利用者の獲得を行っていきます。

② 豊かな活動の提供

令和 7 年度は利用者の社会的体験を増やそうと、地域の行事やイベント、スポーツ大会等、可能な限り参加してきました。この取り組みは評価に値するものの、そういったイベントは閉所日である土・日曜日に開催されることが多く、職員の振休が発生することにより開所日の利用者の日課に影響することが生じました。令和 8 年度は、参加するイベントを絞り、利用者の社会体験と日中活動の充実のバランスの取れた支援ができるよう計画を立てたいと考えています。「決めた日課は実行する」ということを職員皆が共有し、取り組みを進めていきます。

(3) 共通の取り組み

① 地域との連携

これは岩田拠点全体の重点課題です。地域の総会に出席する中で、地域の防災訓練がないことや地域の自治会組織には、集会所で毎週何らかの催しをしていることが分かりました。防災に関する連携という点では、年に 1 回でも当事業所の消火避難訓練に地域の方に参加してもらう機会をつくることで、いざという時の協力体制の構築を目指していきます。日頃からの連携という点では、週 1 回開催されている催しに参加させてもらったり、事業所の行事に招く等の取り組みを行うことで、少しずつ知ってもらう取り組みを進めていきます。

② 職員の資質・支援力向上

自分たちの支援の中に不適切な支援はないか、世の中で起きている虐待事案は、遠い場所での出来事なのか、常に振り返り自分事として捉える習慣を身につけることが重要です。毎日行われる職員の朝・夕礼で、ケース会議や職員会議の中で振り返る時間をつくるとともに、ケース検討を繰り返すことで職員の支援力向上に努めます。また、自分たちの仕事は、何に基づいて行われているのか、そして職員各々には大切な役割や職責があることを自覚できるよう、情報提供をするとともに、仕事の仕方について具体的に示していく取り組みをしていきます。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

・就労 B 型の工場へ冷水器設置 約 18 万円

(2) 工事関係

・本棟の電気設備の LED 化（リース物件・7 年間契約） 63,250 円／月

4. 利用者支援

(1) 就労継続支援B型

営業時間	8:45～16:30
------	------------

【一日のスケジュール】

時 間	活 動 内 容
8:45	利用者受入れ
8:50	ラジオ体操、朝礼（一日の作業内容を利用者へ説明）
	午前の作業開始（ピーマン袋詰め及び四万十市庁舎清掃）
	<休憩>10:00～10:15
12:00	午前の作業終了昼食・お昼休み
13:00	午後の作業開始（リサイクル、薪、木工、手芸ほか）
	<休憩>15:00～15:15
16:00	事業所内トイレ清掃
16:15	一日の作業終了
16:25	夕礼
16:30	利用者見送り

【作業内容】

作業時間	9:00～16:15（うち休憩時間は午前・午後各15分、昼1時間） ※夏季については熱中症対策の為、一時間毎に15分間冷房の効いた部屋で休憩を行う。		
作 業	受託作業	薪作業	自主製品
内 容	各種受託業務 【施設外作業】 ・四万十市庁舎清掃 【内職的作業】 ・ピーマン袋詰め ・リサイクル作業 ・ケナフ皮剥ぎ ・事業所内トイレ清掃	【通常薪】 仕入れた広葉樹原木を30cmにカットした後、割り、乾燥の工程を経て箱詰め又は結束して出荷 【コロコロ薪】 通常薪製造過程でできた端材を割って、乾燥させ、箱詰めして出荷	【木工作業】 鍋敷き、小物入れ、ストラップ等を作成・販売 【手芸】 干支や動物マスコットのストラップの作製・販売
得意先 など	・四万十市役所 ・地元ピーマン農家 ・(株)四国解体工業 ・地元ケナフ農家	・Tao craft ・(株)フタガミ ・直売	・道の駅「なぶら」 ・道の駅「とおわ」 ・サンリバー四万十 ・四万十新ロイヤルホテル ・四万十の碧 ほか

【健康管理】

検診等の 予定	・内科検診 2回／年（5・12月）木俣病院 ・歯科検診 1回／年（11月）松岡歯科 ・精神検診 2回／年（10・3月）渡川病院 ・インフルエンザ予防接種 1回／年（11月）小原外科 ・血圧・体重測定（1回／月）
------------	---

（2）生活介護

営業時間	8：45～16：30
------	------------

【一日のスケジュール】

時 間	活 動 内 容
8：45	利用者受入れ
8：50	ラジオ体操、朝礼（一日の活動内容を利用者へ説明）
	午前の活動開始（ピーマン袋詰め又はワーク・創作活動など）
	<休憩>10：00～10：15
12：00	午前の活動終了昼食・お昼休み
13：00	午後の活動開始（創作活動、体力維持活動、余暇活動など）
	<休憩>15：00～15：15
16：00	事業所内清掃
16：15	一日の活動終了
16：25	夕礼
16：30	利用者見送り

※送迎車を活用する利用者は、
この時間内に入所、退所する。

【活動内容】

活動時間	9：00～16：15（うち休憩時間は午前・午後各15分、昼1時間）			
活動内容	生産活動	創作活動	体力維持活動	余暇活動
	・ピーマン作業 ※その他、就労Bが請負う作業の一部を状況に応じて可能な限り補助する。	・スピリットアート出展 ・四万十市美術展出展 ・日常的に各々の嗜好に応じた作品づくりに取り組む。	・散歩やウォーキング ・体育館でのレクリエーション活動 ・野外活動 ・スポーツ大会練習 ・事業所内、地域の美化活動	・DVD鑑賞 ・カラオケ ・ドライブ ・絵本の読み聞かせ ・行事（月1回）
	活動を通じて、社会参加していることを感じられるよう支援します。また、行事・イベントは体験の幅を広げる企画とします。			
生活面	・食事や排せつ、入浴等、日常生活面での必要な支援を、利用者の立場に立って丁寧に行います。 ・家庭や生活の場と連携し、ADLの向上を目指すとともに、整容、健康面、衛生面等の助言や支援を行います。			

【健康管理及び感染症対策】

検診等の 予定	・内科検診 1回／年（5・12月）木俣病院 ・歯科検診 1回／年（11月）松岡歯科 ・精神検診 2回／年（10・3月）渡川病院 ・インフルエンザ予防接種 1回／年（11月）小原外科 ・血圧・体重測定（1回／月）
------------	---

5. 実施行事予定（岩田拠点）

月	行 事 名		
	生活介護	就労継続支援 B 型	岩田拠点
4 月	お花見		
5 月	水族館（SATOUMI）		
6 月	BBQ・運動会		高知県障害者スポーツ大会（陸上他）
7 月	七夕まつり		四万十踊り子隊
			ソフトボール・ソフトバレーボール交流会
8 月	ふれあい夏祭り		
9 月	鯉のタタキ体験		
1 0 月			ピアふれあい 21
			高知県障害者スポーツ大会（フライングディスク）
			ゆうあい（徳島）
1 1 月	仮装大会		
1 2 月	クリスマス会（合同）		オンラインじゃんけん大会
1 月	初詣		
2 月	節 分		
3 月	慰労会（合同）		

6. 利用者状況（令和8年4月1日 予定）

（1）就労継続支援B型

- ① 定員・現員状況 定員：10名／現員：10名（男性：8名／女性：2名）
- ② 利用者平均年齢 45.2歳
- ③ 平均障害支援区分 3.5 （法定配置基準 10：1）

障害区分	男性	女性	合計
区分4	5	0	5
区分3	3	2	5
合 計	8	2	10

(2) 生活介護

① 定員・現員状況 定員：20 名／現員：20 名（男性：13 名／女性：7 名）

② 利用者平均年齢 40.25 歳

③ 平均障害支援区分 4.3 (法定配置基準 5:1)

障害区分	男性	女性	合計
区分 6	1	1	2
区分 5	4	0	4
区分 4	6	6	12
区分 3	2	0	2
合 計	13	7	20

7. 職員体制

(1) 職員配置状況

【就労継続支援 B 型】

職 種	正職員	臨時	再雇用	合計	基準配置
管理者（兼務）	1 名			1 名	
サービス管理責任者 （多機能で 1 名配置）	1 名			1 名	60:1
生活支援員			1 名	1 名	※ 1
職業指導員	1 名			1 名	
事務職員（兼務）	1 名			1 名	
看護職員（兼務）	1 名			1 名	
合 計	5 名		1 名	6 名	

※ 1 生活支援員及び職業指導員は、その総数が常勤換算方法により 10:1 以上で、かつ各々最低 1 人以上の配置が必要。

【生活介護】

職 種	正職員	臨時	再雇用	合計	基準配置
管理者（兼務）	1 名			1 名	
サービス管理責任者 （多機能で 1 名配置）	1 名			1 名	60:1
生活支援員	1 名	1 名	2 名	4 名	※ 1
事務職員（兼務）	1 名			1 名	
看護職員（兼務）	1 名			1 名	※ 2
合 計	5 名	1 名	2 名	8 名	

※ 1 生活支援員の配置基準は、生活介護の単位ごとに 1 人以上（1 人以上は常勤換算）で、利用者の平均障害支援区分により算出。平均障害支援区分「4.3」のため 5:1 で算出する。

※ 2 看護職員の配置基準は、生活介護の単位ごとに 1 人以上

(2) 職員勤務状況

勤務場所	勤務時間
四万十工房	全職員共通 <平日>8:30～17:30 (うち 60 分の休憩)

8. 虐待防止・事故防止・苦情対応等 (岩田拠点共通)

(1) 虐待防止に向けた取り組み

利用者の権利擁護、虐待防止等のため、虐待防止責任者を選定するとともに、虐待防止マネージャー及び虐待防止委員会の設置等必要な体制を整備しています。また身体拘束適正化等検討委員会を虐待防止委員会と一体的に運用しており、ともに委員会での検討結果は職員に周知しています。虐待防止啓発のための研修を実施することなどにより、徹底した人権教育を行います。

【内部研修】

研 修 名	実施月	対象者	内 容
身体拘束適正化に関する研修	7 月	全員	虐待防止マネージャーによる
権利擁護・虐待防止研修	9 月	全員	外部講師による

(2) 事故防止・対応・研修

日頃から、ヒヤリハット事例の検討をするなど、重大な事故を未然に防ぐための取組を実施します。事故や怪我等、緊急事態が生じた際は、県・市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、速やかに医療機関へ連絡・通院するなど必要な措置を講じます。

また、高知県による「事故発生時の報告取扱要領」に沿って適切に対応し、利用者等に対して、丁寧に説明・謝罪を行います。

【内部研修】

研 修 名	実施月	対象者	内 容
熱中症予防研修	5 月	全員	法人内看護職員による
救急救命講習	2 月	全員	心肺蘇生法 (AED 含む)・応急手当法

(3) 苦情対応等

サービスに関する苦情や相談の申し立て先を、利用者等に重要事項説明書や事業所へ掲示して周知します。苦情の申し立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について利用者等に説明します。

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	管理者
第 三 者 委 員	山沖直樹 (社会福祉法人一条協会 監事・司法書士) 上田宜洋 (社会保険労務士)
利 用 時 間	9 : 00 ～ 17 : 00 (土・日・祝日を除く)

9. 防災及び感染症等の対策（岩田拠点共通）

（１）防災に関する訓練

種 別		実施月	訓 練 内 容
総合訓練		3 月	消火、通報、避難訓練を総合的に実施し、必要に応じて消防機関へ指導要請を行う。
部分訓練	消火訓練	6・9・12・3 月	消火器具の取扱要領、消火技術の習熟を図る。
	通報訓練	3・9 月	消防機関（119）への通報要領、関係者への連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	6・9・12・3 月	避難誘導、避難器具等の取扱要領の習熟を図る。

（２）災害時 BCP の見直し・運用・災害対策本部体制

防災委員会が中心となって、岩田拠点災害時 BCP の見直しを年 1 回以上実施し、実情に合った運用を行います。

【教育・訓練年間スケジュール】

内 容	主な目的	対 象	実施時期及び回数
岩田拠点 合同避難訓練	・初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 ・職員、通所者への意識づけ。 ・初期消火訓練。	岩田拠点の 職員及び 四万十工房 利用者	年 4 回
グループホーム 防災訓練	・初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 ・職員、入所者への意識づけ。 ・初期消火訓練。	ぼっち村 職員	年 6 回 (上記 4 回を 含む)
安否確認訓練	・職員への意識づけ。 ・LINE を利用した安否確認の実践。 ・災害伝言ダイヤル（171）の実践。	全職員	年 1 回 9 月
座学研修	・南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識を養う。	全職員	年 1 回
机上型訓練	・BCP の検証と改善点の洗い出し。 ・災害対策本部メンバーの対応力向上。	防災委員等	年 1 回 11 月

(3) 感染症 BCP 等の見直し及び運用、教育・訓練計画

岩田拠点の「感染症 BCP」「感染症対策指針」「感染対策マニュアル」を定め、その内容を職員に周知することで、日頃から感染予防に努めるとともに、事業所内で感染者が発生した際に適切な対応ができるよう体制整備をします。

【教育・訓練計画】

研 修 名	実施月	対象者	内 容
感染症 BCP 研修	6 月 10 月	全職員	感染対策委員による
感染症予防訓練	8 月 12 月	全職員	感染症予防及び吐物処理方法について

10. 研修・会議等（岩田拠点共通）

将来の事業所像及び加算取得を見込んだ研修計画を立てます。また、法人理念を踏まえた質の高い支援を行うためには、これを行う職員が高い職業倫理と正しい姿勢を身につけ、様々な状況に対応できる実践力を磨く必要があります。いずれも一朝一夕に到達できるものではありませんが、OJT（職場内研修）、OFF-JT（職場外研修）、自己研修の活用や、スーパービジョン、職場の仕事の見える化など、一步一步、着実に取り組みを進めます。

【外部研修】

実 施 主 体	主な研修	対 象 者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者養成研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	将来の候補者
	職位階層・テーマ別研修等	内容に応じて1～2名
日本・高知県知的障害者福祉協会	管理者等会議・研修等	管理者及びサービス管理責任者等
	職員研修等	内容に応じて1～2名
	防災研修及び委員会、支援スタッフ委員会、スポーツ委員会等	内容に応じて担当者が出席
その他	権利擁護、虐待防止、苦情対応、リスクマネジメント、障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【会議等】

会 議 名	実施月	対 象 者	内 容
職員会	毎月	四万十工房全職員ほか	各部門からの報告と協議
ケース会	毎月	サービス管理責任者 及び生活支援員・職業 指導員	利用者支援全般に関すること
個別支援検討会議 (意思決定支援会議)	基本 9・3月	利用者とサービス管理 責任者 及び生活支援員・職業 指導員	利用者本人が会議に出席し、個 別支援計画の検討・評価・見直 しを行う。
担当者会	適宜	サービス管理責任者・ 利用者 世話人・関係各所職員	利用者の課題に対しての検討・ 協議、経過観察及び情報共有

【委員会活動】

委員会名	活 動 内 容
虐待防止委員会 (身体拘束適正化 等検討委員会と一 体的に運用する)	利用者の権利擁護、虐待防止等を目的に、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底するとともに、研修を実施するなどの措置を講じます。 ・虐待防止のための必要な体制整備、研修計画の立案及び実施。 ・虐待防止マニュアルの作成・点検・見直し。 ・身体拘束適正化指針に基づく、身体拘束に至るリスク軽減の検討・周知。 ・やむを得ず身体拘束をする場合の3要件及び記録の整備等についての周知。
防災委員会	非常災害時における利用者、職員の安全を確保するための方策及び事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・初動対応マニュアル及びBCPの作成、点検、見直し。 ・非常災害を想定した避難訓練の計画、実施。
感染症対策委員会	一般的な感染症及び未知なる感染症から利用者、職員を守るため、事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・感染症対策指針及びマニュアル、新型感染症BCPの作成・点検・見直し。 ・感染症対策のための訓練計画、実施。
栄養管理委員会	給食における安全性及び衛生面を担保することを目的に、メニュー、食事内容・提供方法等について定期的に委託業者と情報交換を行うことで、食事面でのサービスの質向上・改善を行います。

11. 関係機関及び地域等との連携

- (1) 市町村担当者や相談支援事業所等との連絡を必要に応じて行うことにより、利用者の自立に向けた取り組みを進めるとともに、予期せぬ事態に協力して対応できる体制を構築していきます。
- (2) 体験実習等を通じて、特別支援学校や相談支援事業所との連絡を密にすることにより、事業所のタイムリーな実情を発信し新規利用者の獲得に努めます。
- (3) 地域のイベントへの参加や地域連携推進会議及び事業所が開催する行事への地域の方の参加を通じて、開かれた事業運営に努めるとともに、来る災害時における協力体制の構築を目指します。
- (4) 各々の利用者の様子や事業所全体のことについて、必要に応じてご家族に知らせることや、地域連携推進会議に参加したご家族からの意見を取り入れることにより、ご家族からの信頼と安心感へ繋げていきます。

令和 8 年 度
社会福祉法人 一条協会
事業計画書

事業所名：共同生活援助事業所 ぼっちり村

事業種別：共同生活援助事業

令和8年度 共同生活援助事業所 ぼっちり村 事業計画書

1. 事業の実施概要

ぼっちり村は、障害のある方が地域において共同生活をするを通じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するところです。個人を尊重し、個々の利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を、適切かつ効果的に行います。そのための安全・安心な生活環境を整備するとともに、地域の方々との交流を深め、利用者が住みやすい環境をつくります。

2. 令和8年度の重点課題

(1) 利用者の満足度向上

令和7年度はイベント・行事を多く組み入れすぎて、職員にとっては目まぐるしい状況となり、利用者にとっては逆に満足を得られる内容になっていなかったのではないという反省のもと、令和8年度は参加人数の調整や公平性等を加味したうえで計画するとともに、行事への参加意義についても職員間で共有し取り組みを進めます。

(2) 適正な職員配置

令和8年3月末日で世話人及び生活支援員として雇用していた4名が退職することになっており、その補充が未だ完了していません。夜間支援員を生活支援員としてカウントすることにより、配置基準は充足させることはできますが、実際の支援量が減少することは必至です。勤務ローテーションの見直しを行いつつ、安全・安心な生活環境を確保することのバランスを吟味しながらのスタートとなります。年間の中で最適値を探ります。

(3) 加算獲得の吟味

当面は、夜間支援体制加算Ⅰの加算要件を達成できるよう職員の確保を行います。同時に、利用者の実情に応じた夜間支援体制加算を吟味する年とします。また重度障害者支援加算の算定要件をクリアできる可能性についても吟味し、必要に応じて体制整備を行います。

(4) 世話人ローテーションの継続と新しい体制の模索

令和7年度は、令和6年度からスタートした6ホーム体制を継続してきました。この2年間は利用数、職員数ともに大きな増減はありませんでした。世話人のホーム担当制を4か月でローテーションする取り組みを始めて以来、この3月末日で1クールが終了し、6名の世話人が6ホームすべてのホームをそれぞれ4か月間体験しました。賛否両論ありますが、現体制を今年度は継続しつつ、新しい最適な体制を模索します。

(5) 施設整備の計画

グループホームの設備及び建物の老朽化などの課題があります。利用者のニーズに応えるグループホームとしていくため、建物・設備の確認、必要に応じて修繕等対応を行います。令和8年度の大きな取り組みとしては、令和8年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助申請の対象施設になったことにより、国の決定を受けることになれば、具体的な計画を

進めていくことになります。利用者が快適に暮らせる環境をつくれるよう、各専門家などから助言をいただきながら進めます。

(6) 地域との連携強化

令和7年度から義務化された地域連携推進会議ですが、参加していただいた推進員には実際のグループホームでの利用者の生活の様子や設備環境等を見てもらい、たくさんのご意見もいただき、有意義な時間となりました。推進員には地域の区長も加わっており、連携強化に前向きな意見が聞かれました。事業所からは地域の総会にも毎年出席しており、事業所の存在をアピールしているところです。側溝清掃等の地域住民として果たすべき役割は確実に果たし、日頃からの接点を大切にしていきます。

3. 購入・工事関係

(1) 購入関係

- ・WiFi ルーター 予算 17,480 円

(2) 工事関係（国の決定を受けた場合）

- ・やまびこ荘の新築 予算

※令和8年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助を活用（補助率：3/4）

総事業費 52,300,000 円

補助額 39,225,000 円

自己資金及び借入金 13,075,000 円

4. 利用者支援

利用者が希望する生活や課題を明らかにし、心身の状況、適性、障害特性や個々が置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて、適切な支援内容の把握に基づき作成した個別支援計画をもとに、自立と日常生活の充実に資するよう支援を行います。

【支援内容】

①食事提供支援	平日：朝・夕 休日等：朝・昼・夕など
②環境整備	・各ホームの居室及び共有スペースの整理・清掃の支援 ・各利用者の私物（衣類など）の確認・管理及び処分などの支援 ・利用者に対する環境整備の意識付け・スキル習得への支援 ・感染症予防対策
③健康管理支援	・健康状態のチェック ・生活習慣病の予防 … 注意喚起・受診勧奨・食事調整 ・病院受診・通院支援と静養時の支援 ・感染症予防対策 ・看護職員による健康管理についての助言・指導
④相談・助言支援	・社会生活上の法令遵守と共同生活におけるルールとマナー ・体調管理 ・対人関係の不安や悩み ・将来の進路

⑤余暇支援	・散歩や運動の同行支援 ・外食支援 ・買い物同行支援・代行支援 ・地域行事への参加調整 ・イベント・行事などの企画・運営・参加調整
⑥金銭出納支援	共同生活援助サービスに係る費用や、その他の費用（小遣いなど）の金銭管理
⑦家族支援	・本人及び家族のニーズの把握 ・帰省の連絡調整（週末・年末年始・GW・盆など） ・必要事項の連絡・報告
⑧緊急時支援	緊急時は「緊急時対応マニュアル」に基づき対応

5. 実施行事予定

実施月	予 定	場 所	参加者
6 月	第 28 回高知県障害者スポーツ大会	県立春野総合運動公園	希望者
	南十字星 60 周年コンサート	黒潮町あかつき館	招待者
7 月	ソフトボール・ソフトバレーボール交流会	県立障害スポーツセンター	希望者
	四万十市民祭（よさこい踊り子隊）	四万十市内演舞場	希望者
8 月	四万十市納涼花火大会	四万十市役所 7F	希望者
	ふれあい夏祭り	岩田拠点敷地内	地域
9 月	君がスターだ☆本気のカラオケ大会	しまんとぴあ	2 名
10 月	第 28 回高知県障害者スポーツ大会（FD）	高知市総合運動競技場	希望者
	ピアふれあい 21	宿毛市総合運動公園	希望者
	ゆうあいスポーツ大会（徳島）	徳島県	希望者
11 月	ミカン狩り	幡多郡大月町	全員
12 月	クリスマス会	各ホーム	全員

6. 利用者状況（令和8年4月1日 予定）

- ① 定員・現員状況 定員：30名／現員：30名（男性：20名／女性：10名）
 ② 利用者平均年齢 46.10歳（男性：46.16歳／女性：46.00歳）
 ③ 平均障害支援区分 3.43（男性：3.7／女性：2.9）
 ④ 各ホームの状況

ホーム名	障害支援区分							平均年齢
	1	2	3	4	5	6	平均	
こだま荘	0	1	3	1	0	0	3.0	51.80歳
あおい荘	0	4	1	0	0	0	2.2	46.60歳
やまびこ荘	0	0	1	5	0	0	3.8	42.67歳
とき荘	0	0	0	4	0	0	4.0	39.25歳
いちご荘	0	0	2	2	2	0	4.0	49.67歳
うさぎ荘	0	0	2	2	0	0	3.5	45.00歳
男性利用者	0	1	6	11	2	0	20名	46.16歳
女性利用者	0	4	3	3	0	0	10名	46.00歳
合 計	0	5	9	14	2	0	30名	46.10歳

⑤ 利用者通所・就労状況

ホーム名	生活介護	就労継続支援B型	一般就労
こだま荘	1名	1名	清掃業1名、塗装業1名、 ハウスキーパー1名
あおい荘	0名	1名	ホテル清掃1名、ハウスキーパー3名
やまびこ荘	4名	2名	
とき荘	2名	2名	
いちご荘	4名	2名	
うさぎ荘	2名	1名	ハウスキーパー1名
合計	13名	9名	8名
	30名		

7. 職員体制

(1) 職員配置状況

職 種	正職員	臨時	世話人	パート	合計	基準配置
管理者 (兼務)	1 名				1 名	
サービス管理 責任者	1 名				1 名	30 : 1
事務職員 兼 生活支援員		1 名			1 名	※ 1
世話人 兼 生活支援員			6 名	1 名	7 名	
夜間支援員				4 名	4 名	申請加算 による
看護職員 (兼務)	1 名				1 名	
合 計	3 名	1 名	6 名	5 名	15 名	

※ 1 生活支援員及び世話人の配置基準は、利用者の障害支援区分により算出。

生活支援員 : 3.68 / 世話人 : 4.87

(2) 職員勤務状況

勤務場所	ホーム名	勤務内容				
市 内	こだま荘 あおい荘	世話人（平日） 6:00 ～ 8:30 16:00～20:00 生活支援員				
		<table><tr><td>代替世話人</td><td>世話人に準ずる</td></tr><tr><td>日 勤</td><td>9:00 ～ 16:30</td></tr></table>	代替世話人	世話人に準ずる	日 勤	9:00 ～ 16:30
		代替世話人	世話人に準ずる			
日 勤	9:00 ～ 16:30					
岩田地区	やまびこ荘 とき荘 いちご荘 うさぎ荘	世話人（平日） 6:15 ～ 8:45 16:00～20:00 （土日） 6:15 ～ 13:30 12:45～20:00 又は 10:00 ～ 13:00 14:30～18:00 生活支援員				
		<table><tr><td>代替世話人</td><td>世話人に準ずる</td></tr><tr><td>日 勤</td><td>9:00 ～ 16:30</td></tr></table>	代替世話人	世話人に準ずる	日 勤	9:00 ～ 16:30
		代替世話人	世話人に準ずる			
日 勤	9:00 ～ 16:30					
ぼっちり村 事務所		サービス管理責任者 8:30 ～ 17:30 事務員 8:30 ～ 17:30				

8. 虐待防止・事故防止・苦情対応等（岩田拠点共通）

(1) 虐待防止に向けた取り組み

利用者の権利擁護、虐待防止等のため、虐待防止責任者を選定するとともに、虐待防止マネージャー及び虐待防止委員会の設置等必要な体制を整備しています。また身体拘束適正化等検討委員会を虐待防止委員会と一体的に運用しており、ともに委員会での検討結果

は職員に周知しています。虐待防止啓発のための研修を実施することなどにより、徹底した人権教育を行います。

【内部研修】

研 修 名	実施月	対象者	内 容
身体拘束適正化に関する研修	7 月	全員	虐待防止マネージャーによる
権利擁護・虐待防止研修	9 月	全員	外部講師による

(2) 事故防止・対応・研修

日頃から、ヒヤリハット事例の検討をするなど、重大な事故を未然に防ぐための取組を実施します。事故や怪我等、緊急事態が生じた際は、県・市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、速やかに医療機関へ連絡・通院するなど必要な措置を講じます。

また、高知県による「事故発生時の報告取扱要領」に沿って適切に対応し、利用者等に対して、丁寧に説明・謝罪を行います。

【内部研修】

研 修 名	実施月	対象者	内 容
熱中症予防研修	5 月	全員	法人内看護職員による
救急救命講習	2 月	全員	心肺蘇生法（AED 含む）・応急手当法

(3) 苦情対応等

サービスに関する苦情や相談の申し立て先を、利用者等に重要事項説明書や事業所へ掲示して周知します。苦情の申し立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について利用者等に説明します。

苦情受付担当者	サービス管理責任者
苦情解決責任者	管理者
第 三 者 委 員	山沖直樹（社会福祉法人一条協会 監事・司法書士） 上田宜洋（社会保険労務士）
利 用 時 間	9：00 ～ 17：00（土日・祝日を除く）

9. 防災及び感染症等の対策（岩田拠点共通）

（１）防災に関する訓練

種 別		実施月	訓 練 内 容
総合訓練		3 月	必要に応じて消防機関へ指導要請を行い、消防署員立会いのもと、消火・通報・避難等の総合的訓練を実施する。
部分訓練	消火訓練	4・6・9・12 1・3 月	消火器具の取扱要領、消火技術の習熟を図る。
	通報訓練	1・9・3 月	消防機関（119）への通報要領、関係者への連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	4・6・9・12 1・3 月	大地震及び豪雨による風水害（土砂災害等）を想定した避難誘導、避難器具等の取扱要領の習熟を図る。

（２）災害時 BCP の見直し・運用・災害対策本部体制

防災委員会が中心となって、岩田拠点災害時 BCP の見直しを年 1 回以上実施し、実情に合った運用を行います。

【教育・訓練年間スケジュール】

内 容	主な目的	対 象	実施時期 及び回数
岩田拠点 合同避難訓練	・初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 ・職員、通所者への意識づけ。 ・初期消火訓練。	岩田拠点の 職員及び 四万十工房 利用者	年 4 回
グループホーム 防災訓練	・初動対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認。安否確認。 ・職員、入所者への意識づけ。 ・初期消火訓練。	ぼっちり村 職員	年 6 回 (上記 4 回 を含む)
安否確認訓練	・職員への意識づけ。 ・LINE を利用した安否確認の実践。 ・災害伝言ダイヤル（171）の実践。	全職員	年 1 回 9 月
座学研修	・南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識を養う。	全職員	年 1 回
机上型訓練	・BCP の検証と改善点の洗い出し。 ・災害対策本部メンバーの対応力の向上。	防災委員等	年 1 回 11 月

(3) 感染症 BCP 等の見直し及び運用、教育・訓練計画

岩田拠点の「感染症 BCP」「感染症対策指針」「感染対策マニュアル」を定め、その内容を職員に周知することで、日頃から感染予防に努めるとともに、事業所内で感染者が発生した際に適切な対応ができるよう体制整備をします。

【教育・訓練計画】

研 修 名	実施月	対象者	内 容
感染症 BCP 研修	6 月 10 月	全職員	感染対策委員による
感染症予防訓練	8 月 12 月	全職員	感染症予防及び吐物処理方法について

10. 研修・会議等（岩田拠点共通）

将来の事業所像及び加算取得を見込んだ研修計画を立てます。また法人理念を踏まえた質の高い支援を行うためには、これを行う職員が高い職業倫理と正しい姿勢を身につけ、様々な状況に対応できる実践力を磨く必要があります。いずれも一朝一夕に到達できるものではありませんが、OJT（職場内研修）、OFF-JT（職場外研修）、自己研修の活用や、スーパービジョン、職場の仕事の見える化など、一步一步、着実に取り組みを進めます。

【外部研修】

実 施 主 体	主な研修	対 象 者
高知県福祉研修センター	強度行動障害支援者養成研修	直接処遇職員
	サービス管理責任者等研修	将来の候補者
	職位階層・テーマ別研修等	内容に応じて1～2名
日本・高知県知的障害者福祉協会	管理者等会議・研修等	管理者及びサービス管理責任者等
	職員研修等	内容に応じて1～2名
	防災研修及び委員会、支援スタッフ委員会、スポーツ委員会等	内容に応じて担当者が出席
その他	権利擁護、虐待防止、苦情対応、リスクマネジメント、障害・疾病に関連した研修等	内容に応じて1～2名

【会議等】

会 議 名	実施月	対 象 者	内 容
職員会	毎月	全職員	各部門からの報告と協議
個別支援検討会議	基本 9・3月	サービス管理責任者・利用者 世話人・生活支援員	サービス管理責任者が企画し、個別支援計画の検討・評価・見直しを行う。
担当者会	適宜	サービス管理責任者・利用者 世話人・関係各所職員	利用者の課題に対しての検討・協議、経過観察及び情報共有

【委員会活動】

委員会名	活 動 内 容
虐待防止委員会	利用者の権利擁護、虐待防止等を目的に、職員に対し委員会での検討結果を周知徹底するとともに、研修を実施するなどの措置を講じます。 ・虐待防止のための必要な体制整備、研修計画の立案及び実施。 ・虐待防止マニュアルの作成・点検・見直し。 ・身体拘束適正化指針に基づく、身体拘束に至るリスク軽減の検討・周知。 ・やむを得ず身体拘束をする場合の3要件及び記録の整備等についての周知。
防災委員会	非常災害時における利用者、職員の安全を確保するための方策及び事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・初動対応マニュアル及びBCPの作成、点検、見直し。 ・非常災害を想定した避難訓練の計画、実施。
感染症対策委員会	一般的な感染症及び未知なる感染症から利用者、職員を守るため、事業継続計画（BCP）について提言を行います。 ・感染症対策指針及びマニュアル、新型感染症BCPの作成・点検・見直し。 ・感染症対策のための訓練計画、実施。
栄養管理委員会	給食における安全性及び衛生面を担保することを目的に、メニュー、食事内容・提供方法等について定期的に委託業者と情報交換を行うことで、食事面でのサービスの質向上・改善を実施。

11. 関係機関及び地域等との連携

- （１）市町村担当者や相談支援事業所等との連絡を必要に応じて行うことにより、利用者の自立に向けた取り組みを進めるとともに、予期せぬ事態に協力して対応できる体制を構築していきます。
- （２）特別支援学校や相談支援事業所との連絡を密にすることにより、事業所のタイムリーな実情を発信し新規利用者の獲得に努めます。
- （３）地域のイベントへの参加や地域連携推進会議及び事業所が開催する行事への地域の方の参加を通じて、開かれた事業運営に努めるとともに、来る災害時における協力体制の構築を目指します。
- （４）各々の利用者の様子や事業所全体のことについて、必要に応じてご家族に知らせることや、地域連携推進会議に参加したご家族からの意見を取り入れることにより、ご家族からの信頼と安心感へ繋げていきます。

